

【社員 玉城 祥啓からのご挨拶】

日差しも明るくなり、4月からの新年度がスタートしました。フレッシュな新卒の社員が入社された職場もあると思います。
弊事務所でも久しぶりに新卒社員を採用しました。その新人を見ていると自分が新人だった頃を思い出さずにはおれません。社会人となって世間の風に触れ、荒削りではありましたが、意欲と希望に満ちた若い力をみなぎらせていたことだと思います。今やもう若いとは言えなくなりましたが、惰性に流されずあの当時の意欲で、まだまだ様々なことを吸収して、お客様のお役に立ちたいと考えています。よろしく願い申し上げます。

「今回のトピックス」

【平成27年度税制改正の概要】

改正の内容は、個人所得課税では、住宅ローン減税等の適用期限を平成31年6月30日まで延長した他、NISAの投資上限の額の引き上げ、ジュニアNISAの創設、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例のうち、10年超保有の土地建物等からの買換えについて買換え資産を一部変更した上で平成29年3月末まで延長などとなっています。資産課税では、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長と非課税枠を3,000万円まで拡充した他、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を創設し、非課税枠を1,000万円としました。法人課税では、法人税率の引き下げ、大法人の欠損金繰越控除の見直し、受取配当金等益金不算入を持株比率に応じて三段階に変更などとなっています。消費課税では、消費税率の10%への引き上げ時期を平成29年4月1日に変更し、景気判断条項を削除しました。その他、国際課税で国外転出する場合の譲渡所得等の特例が創設されました。

【人事・労務】

・昨年末に衆議院解散総選挙があった影響で、平成27年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、例年より1カ月遅れての本年4月分(5月納付分)*からの適用となります。
給与計算時、料率の変更をお忘れなきようお願いいたします。
*任意継続被保険者の方は5月分(5月納付分)から変更となります。

・改正パートタイム労働法が平成27年4月1日より施行されました。
正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が拡大されたほか、雇い入れ時の説明義務、相談窓口の整備等が新たに義務付けられました。
雇用契約書の変更等対応が必要になりますのでご注意ください。

<職員より>

今年の2月に入社いたしました、佐藤修と申します。入社して数ヶ月が経ち、先輩方にご指導いただき、現在は少しずつ仕事にも慣れてきたところです。まだまだ至らない所は多いですが、弊事務所の一員としてお客様に満足していただけるサービスを提供できる税理士になるため、毎日の新しい発見・知識を自分の中に吸収して少しでも早く仕事を覚え、お客様の為に仕事を任せてもらえるよう日々努力してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。(税理士試験合格者 佐藤修)

税務予定表

<4月>

- ・固定資産税、都市計画税第1期分の納付
- ・3月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付

<5月>

- ・4月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・所得税額延納分の最終納付
- ・自動車税の納付
- ・個人住民税の特別徴収税額の通知

<6月>

- ・5月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・特別徴収住民税納期特例分(12月~5月分)の納付
- ・所得税の予定納税額の通知

今年度の雇用関係助成金ですが、政府は「従業員のキャリアアップ・人材育成」への助成に非常に力を入れています。4月以降さらに助成内容が拡充され、活用に期待ができます。

「アルバイトを社員登用する。」「社員に教育訓練を受けさせる。」という事業主様は、是非一度弊事務所にご相談ください。